

平成21年度から改正される個人住民税の主な内容

①市・県民税の公的年金からの天引き（特別徴収）が始まります

公的年金受給者の納税の利便性向上と徴収事務の効率化を図る観点から、現在、納付書や口座振替でお支払いいただいている市・県民税が、平成21年10月以降に支払われる公的年金から天引き（特別徴収）されることになります。

○対象者

市・県民税の納税義務者であって、前年中に公的年金などの支払を受けた方のうち、当該年度の初日（4月1日）に老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。

ただし、次に該当される方は対象となりません。

- ① 老齢基礎年金などの年額が18万円未満の方
- ② 当該市町村の行う介護保険の特別徴収被保険者でない方
- ③ 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの給付額の年額を超える方

○対象となる公的年金 老齢基礎年金など（老齢または退職を支給事由とする老齢等年金給付）

○徴収する税額 公的年金などのみに係る所得に対する所得割額および均等割額

※給与所得など公的年金以外の所得に係る税額は、別途に個別納付または給与天引きで徴収されます。

○徴収方法

《 平成21年度または新たに特別徴収の対象となる方 》

(1)年度前半においては、年税額の4分の1ずつを6月・8月に納付書や口座振替などご自分でお支払いいただく普通徴収となります。

(2)年度後半の10月・12月・2月の年金支払い時においては、年税額の6分の1ずつが年金から天引き（特別徴収）となります。

	普通徴収(自分で納付)		特別徴収(年金から天引き)		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年税額の1/4ずつを納付		年税額の1/6ずつを特別徴収		

《 前年度も特別徴収だった方（平成22年度～） 》

(1)上半期（4月・6月・8月）の年金支払い時においては、前年度の下半期（前年の10月から翌年の3月）に特別徴収した額の3分の1ずつが仮徴収（年金から天引き）されます。

(2)下半期（10月・12月・2月）の年金支払い時においては、確定した当該年度の年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを、本徴収（天引き）します。

	特別徴収(年金から天引き)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の下半期に徴収した額の1/3ずつを特別徴収			年税額から仮徴収額を控除した額の1/3ずつを特別徴収		

ご自分のライフスタイルに合った納付方法をご利用になって、期限内納付にご協力をお願いします。

替不能となった場合、その分を再度振替はできませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

☎ 58・2111(代)

○市税の納付について

伊奈庁舎税務課・収納対策室
(内線1141・1114)

○水道料について

水道課(水道事業所内)
(内線9173・9174)

○下水道使用料について

下水道課(小絹水処理センター内)
(内線9233・9234)

○介護保険料について

伊奈庁舎介護福祉課
(内線1173)

○後期高齢者医療保険料について
伊奈庁舎国保年金課
(内線1183)